

担 当	職業安定部職業安定課
	課長 木下 博司
	課長補佐 桐田 徹
	電話 075-241-3268 (ダイヤル)

ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について(令和4年10月分)

厚生労働省では、平成27年度から全国のハローワーク（公共職業安定所）において「マッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」を実施し、サービスの質の向上を図るとともに就職支援の強化に努めています。

このたび、京都労働局及び管下ハローワークの令和4年10月までの実績をとりまとめたので公表いたします。

< 10月までの取組の進捗状況（京都労働局計） >

1. 就職件数（一般）

14,944件（10月までの目標達成率：95.4%）

2. 求人充足件数（一般）

15,043件（10月までの目標達成率：96.5%）

3. 雇用保険受給者の早期再就職件数

4,578件（9月までの目標達成率：103.9%）

※「雇用保険受給者の早期再就職件数」は集計がひと月遅れとなるため今回は9月分となります。

用語の解説

- ・「一般」常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- ・「常用」雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
- ・「臨時・季節」臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められた仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労するものをいう。

令和4年度 京都労働局管内各公共職業安定所における目標値・実績一覧（令和4年10月）

●就職件数（常用（※1））

安定所 項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	4,455	4,257	95.6%	▲ 198	7,517	56.6%
京都七条所	3,609	3,442	95.4%	▲ 167	6,038	57.0%
伏見所	1,601	1,549	96.8%	▲ 52	2,665	58.1%
宇治所	1,400	1,332	95.1%	▲ 68	2,291	58.1%
京都田辺所	1,212	1,114	91.9%	▲ 98	2,008	55.5%
福知山所	1,438	1,378	95.8%	▲ 60	2,365	58.3%
舞鶴所	1,055	1,005	95.3%	▲ 50	1,835	54.8%
峰山所	900	867	96.3%	▲ 33	1,518	57.1%
京都労働局	15,670	14,944	95.4%	▲ 726	26,237	57.0%

●充足件数（常用（※1））

安定所 項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	5,090	5,052	99.3%	▲ 38	8,598	58.8%
京都七条所	3,255	3,156	97.0%	▲ 99	5,431	58.1%
伏見所	1,829	1,613	88.2%	▲ 216	3,033	53.2%
宇治所	1,422	1,425	100.2%	3	2,368	60.2%
京都田辺所	783	779	99.5%	▲ 4	1,340	58.1%
福知山所	1,474	1,411	95.7%	▲ 63	2,468	57.2%
舞鶴所	895	840	93.9%	▲ 55	1,558	53.9%
峰山所	840	767	91.3%	▲ 73	1,416	54.2%
京都労働局	15,588	15,043	96.5%	▲ 545	26,212	57.4%

●雇用保険受給者の早期再就職件数（※2）

安定所 項目	9月までの目標目安値	9月までの実績累計値	9月までの目標目安値 に対する達成率	9月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	1,350	1,527	113.1%	177	2,502	61.0%
京都七条所	1,065	980	92.0%	▲ 85	2,026	48.4%
伏見所	603	662	109.8%	59	1,111	59.6%
宇治所	440	478	108.6%	38	823	58.1%
京都田辺所	290	315	108.6%	25	587	53.7%
福知山所	282	251	89.0%	▲ 31	508	49.4%
舞鶴所	180	163	90.6%	▲ 17	335	48.7%
峰山所	196	202	103.1%	6	361	56.0%
京都労働局	4,406	4,578	103.9%	172	8,253	55.5%

※1 雇用契約において期間の定めがないか、又は4箇月以上の雇用期間が定められているものをいう（季節労働者を除く）。

※2 雇用保険受給者が所定給付日数の3分の2以上を残して再就職した件数（他の指標と比べて集計がひと月遅れとなります）。